

クレタにおける文字表象とポリスの法 -法碑文の数量分析からの考察-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古山, 夕城 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19484

クレタにおける文字表象とポリスの法
— 法碑文の数量分析からの考察 —

古 山 夕 城

Script Representation and Law of *Polis* in Ancient Crete: A Quantitative Study of Law Inscriptions.

FURUYAMA Yugi

The present paper is a quantitative study of law inscriptions in ancient Crete as a step of the investigation of functions of laws in the Cretan *Polis*.

Chronologically, Cretan law inscriptions emerged in the second half of the 7th century in the archaic period, and disappeared at the middle of the 5th century BC, except in Gortyn, where they were made until the end of the century. It seems that most of these *Poleis* in which they are extant had graven law inscriptions only in the second half of the 6th century, and the periods before and after then appear to be just like the Dark Age of the law inscription. In Dreros, where the earliest law inscriptions in the Greek world were found, the Dark Age of law inscriptions have continued for almost three centuries until the beginning of Hellenistic period.

Regionally, there were only 10 *Poleis* that have produced law inscriptions in archaic and classical periods on Crete, and these cities are in the center and inland zone of the island where communities were conservative. This means cities on the shore and of the western and eastern area don't have the custom producing the law inscription because of their open character to abroad. We have another blanks of law inscription in the pan Cretan sanctuaries of the Idaian cave and Kato Syme.

Although Crete had more than half of the archaic law inscriptions in Greece, they had been graven on stones except for a bronze "mitra", and there were very few stele types in contrast with so many inscriptions on walls of the buildings in sacred areas. Some scholars have explained these idiosyncratic phenomena of Cretan law inscriptions as a primitive belief of the divine stone in the ancient world or a reflection of influences from Egyptian material culture, but we have to consider them as something like a wall cult taking over Cretan traditions of 'Megalon type' temple and 'cult of ruins' from the Early Iron Age.

The 'Spensithios Decree' was the very rare case in Crete because of its bronze material and reuse of mitra or a part of armors, but is very important for understanding the character of law inscriptions as dedication items. The dedication to gods/goddesses was a kind of reflection of engagements between human and god. Law inscriptions, which ancient Cretans engraved on walls and pillars in the sacred place, were therefore the device to turn regulations by human into engagements with God through the way of dedication. This means that after the process of reading aloud laws in the sanctuary violators should blaspheme against God, and suffer the divine punishment. The notion of oath and curse behind law inscription guaranteed the obedience of the law in the archaic Crete.

〈特別研究第2種〉

クレタにおける文字表象とポリスの法

— 法碑文の数量分析からの考察 —

古 山 夕 城

はじめに

クレタに多数の法碑文が存在したことはよく知られている。法碑文とは、国家における種々の規則を金属や石材に刻んだ公的碑文であり、クレタのみならずアルカイック期になるとギリシア世界の各地で登場してくる。

本稿の課題は、その法碑文をポリスの形成と国家の展開にかかわる文字表象として捉えることを前提に、数量的に分析することによって、クレタ法碑文の分布上の特徴と形体上の特質を浮かび上げさせ、そのケーススタディから法碑文の本質的な機能解明に向けて考察の糸口を探ることである。

古代史における数量分析は、それ自体に史料上の制約と方法上の限界をもっている。古代の史料の残存と発見は幸運と偶然によることが大きく、現存するのは全体のほんの一部に過ぎず、非常に多くの法碑文が未発見のまま失われてしまったと考えなければならない。また、調査によって発見されても、戦時中の混乱で紛失したのも、未だ公開されないままの碑文も、少なからず存在する。

クレタにはギリシア世界では例外的に法碑文の残存数に恵まれ、数量分析に充分耐えられると判断しうるが、個々の法碑文は当然のことながら内容も長短も様々であり、それらを一つの単位に数値化することには問題がないわけではない。複数の法規定が一つの石材に併記されている場合もあれば、「ゴルテュン大法典」のように30以上のブロックに12コラム600行を越す長大な法碑文もあり、それらをそれぞれ1件として数えることになるからである¹。

さらに、住居の建材として再利用された碑文は、その由来地点を正確には同定できないし、発掘調査や領域調査の頻度と密度によって、碑文数の多寡は大きく影響を受ける。そして、法碑文の年代は、文字の種類と形態・書き記しの方式・文面の内容・用語や人名などによって、総合的に推定されるけれども、諸家の見解が必ずしも一致するとは限らず、また、幅広い年代をとらざるを得ない場合もある²。

以上のような法碑文の数量分析にかかわる不確定要素を踏まえた上でも、クレタのケーススタディを行うことには十分な意義と価値があると本稿は考える。それは、アテネをモデルとするポリスの研究からは見過ごされる視点と論点を、クレタのケースは提起してくれるからである。さらに、法碑文を

総体的に整理して分析することを通じて、クレタ全体の特徴的傾向を明るみに出すことは、ギリシア世界におけるポリスの形成と展開の研究に、新たな具体的要素を提供することにもなるであろう。本稿は、そのための基礎作業である。

1. 法碑文の「暗黒」と「空白」：出現・所在の傾向

クレタにおいて確認されている法碑文については、前世紀半ばにIC 4巻本の関連部分に分散して収録されていたが、その後新たに発見された史料を含めてGagarin & Perlman (2016) が改めて『古代クレタ法碑文集』として編纂・公刊した。そこには、残存状況が少なすぎたり保存状態が悪かったりして文意や語彙の不明な碑文は省かれて、前7世紀半ばより前5世紀末までの法碑文152件が収められている。

そのデータをもとにポリス別の出現状況を半世紀単位で整理したのが〔表1：クレタ法碑文の分布状況〕である。右端の欄が各ポリスの法碑文数であり、最下段には半世紀ごとの小計・前6~5世紀としか年代づけられない碑文の集計・前5世紀としか年代づけられない碑文の集計を数値で示した。()内の数値は、ゴルテュンの出現数を除いた内数である。直観的な数量把握を助けるために、出現数は*印でも表し、不在部分は墨網で塗りつぶしてある。

表1：クレタ法碑文の分布状況 Gagarin & Perlman (2016)

ポリス	7後半	6C前半	6C後半	5C前半	5C後半	計
AXOS		* 1	***** 8	*** 3		12
DATALA (Aphrati?)			* 1			1
DREROS	***** 7					7
ELEYTHERNA			* 1	** 2	* 1	18
		***** 14				
ELTYNIA		*1	* 1			2
GORTYN		<600-525>	<525-500>			
		***** ***** ***** *** 30	*** 3	***** ***** ***** 25	***** ***** ***** 36	101
				***** 7		
KNOSSOS			* 1			1
LYKTOS			***** 8			8
PHAISTOS			* 1			1
Prinias (RHITTEN?)			* 1			1
計	7 (7)	32 (2)	25 (22)	30 (5)	37 (1)	152
			14 (14)			
			()内は Gortyn を除く数		7 (0)	

この表からは、クレタにおける法碑文の出現状況の様々な特徴が浮かび上がってくる。まず、クレタの法碑文は前7世紀後半にドレーロスで現れはじめ、前5世紀末のゴルテュンで出現を終える。ドレーロスの法碑文はクレタのみならず、ギリシア世界において最古の事例である。そして、ゴルテュンはアルカイック期においてはギリシア世界で最大数の法碑文を有し、古典期に入っても相当数の法碑文を作成するが、このポリスの前5世紀末の事例をもってクレタにおける法碑文の作成はいったん幕を閉じる。

すなわち、以後ヘレニズム時代の開始に当たる前4世紀末まで、ポリス内の秩序を維持するための法規定は、現存の史料に見る限り、作成されなかったと考えざるをえず、古典期にほぼ相当する前5世紀後半から前4世紀末の時期は、クレタ法碑文に関しては史料の不在ないし極めて乏しい「暗黒期」と言えるのである。この点では、前5世紀末に成文化されない法による裁定を禁止し、前4世紀に民会決議を法碑文として次々に多数の作成・設置したアテネの状況とは、クレタの法碑文の出現状況は著しい対照をなしている³。

次に出現の時期に注目すれば、クレタにおける法碑文の全般的な普及は、前6世紀後半に生じていることがわかる。この半世紀の出現数は、集計数値上は25件と決して多くないが、クレタ中央部に位置するクノッソス・リュクトス・ファイストス・プリニアスでは、法碑文の出現はほぼ前6世紀後半のみで、その前後の時期には確認されていない。エルテュニアも前6世紀の期間のみで、中央西部のアクソスは前後の半世紀にも法碑文が出現しているが、前6世紀後半の時期が最も多い。すなわち、これらのポリスでは、前6世紀後半に一時的に法碑文を作成するが、その直後の時期からは再び法の成文化に対して消極的な態度をとるようになったと思われる。

エレウテルナでは最近の発掘調査の進展により法碑文の数が増加しているが、それらは時代を前6～5世紀と広くにしか推定できない。しかし、前6世紀になってから法碑文が登場し、以後、前5世紀になっても作成され続けた可能性は高い⁴。ゴルテュンに関しては、Gagarin & Perlman (2016) による前6世紀の法碑文に対する期間設定が独特で、第1・2・3四半期の合算と第4四半期のみの数値としてしか整理できないため、後者の数は少なくなってしまうが、第3四半期にも、一定数の法碑文が作成された可能性を認めてもよいかもしれない⁵。

そして、ゴルテュンを除いた地域での法碑文数は、エレウテルナの時期特定が幅広い14件を別にするれば総数37件となり、そのうち前6世紀後半が22件と最も多く、アルカイック期と古典期の全時代を通じて、およそ6割の法碑文がこの時期に集中しているのである。この前6世紀後半という時期は、クレタにおける私的銘文が聖別空間から姿を消し、各地の日常空間に散在して現れる第2ピークの時期と重なる。この事実は、法碑文と私的銘文による聖俗空間の「棲み分け」が現れてきたという印象を持たせるであろう⁶。

時期的な法碑文の有無に関しては、ドレーロスが非常に特異な状況を示している。すでに見たように、このポリスは他に先駆けて法を成文化して示したのであるが、その後、前6世紀になって以降、古典期が終わるまで法碑文を作成した痕跡がない。このような新たな法碑文の不在を、どのように考えればよいのであろうか。Wallace (2010) は、そうした時代のドレーロスについてポリスとしての存立を

疑い、ヘレニズム期までの消滅を想定するが、法碑文のみが国家の存立を規定するわけではないであろう⁷。

ドレーロスとは対照的な法碑文の出現状況を示すのがゴルテュンである。このポリスは、前6世紀初頭より前5世紀末葉まで一貫して多数の法碑文を生産し続けている。とりわけ、他のほとんどのポリスが法碑文の作成に情熱を失ったように見える前5世紀後半においてさえ、ゴルテュンはそれまでの各半世紀を凌駕するほどの数で法碑文を生み出し続けたのである。「法碑文の女王」を称される「ゴルテュン大法典」が圧倒的なモニュメント性を示して曲壁面に刻まれたのも、前5世紀後半に入ったばかりの頃である⁸。

青銅器時代に大宮殿が存在し、暗黒期においても大型拠点集落を形成していたクノッソスには、意外なほどに法碑文が少ない。ティリッソスとの国境争いをアルゴスの仲裁によって和解した際の協定が、アルゴス文字によって刻まれた碑文として、イラクリオン考古学博物館とアルゴス考古学博物館に収蔵されているが、それはポリスの内部秩序を確立・維持していくための法碑文ではないため、Gagarin & Perlman (2016) にはエントリーされておらず、ここでも数量分析の対象とはしない⁹。

同様に大宮殿遺構のあるファイストスに関しては、未公開の公的碑文が数点あることが知られており、それらが法碑文である可能性は高い。しかし、それでもなおファイストスからの法碑文は、この都市のミノア期の威容と暗黒期の拠点集落化から見れば、非常に少ないという印象をぬぐえない¹⁰。ファイストスは、メサラ平野西部地域に位置するというゴルテュンと同じ地政学的な条件をもちながら、ゴルテュンのように法碑文の作成に積極性を示さなかったと言えるのである。

ところで、これまでにクレタの法碑が確認されたクレタのポリスは、Gagarin & Perlman (2016) においても〔表1〕に挙げた10のポリスだけで、これは20世紀半ばに編算されたICの時期から今日までまったく変わっていない¹¹。換言すれば、それ以外のポリスでは法碑文が発見されていないのである。たとえば、これまでに組織的な発掘調査が行われた西部のファラサルナ・キュドニア・アブテラ、中央部のティリッソス・シブリタ、東部のラト・ヒエラピュトナ・イタノスでは、アルカイック期～古典期の法碑文は確認されない。ミラベロ湾岸域の山間部の丘陵にあるアゾリア遺跡においても、度重なる近年の発掘によって、私的な陶器銘文はわずかに出土したが、法碑文は発見されず、発掘者は法碑文なき共同体の存在意義を主張している¹²。

実際、〔表1〕に示される法碑文のあるポリスの所在範囲は、エレウテルナを西限とし、ドレーロスを東限とする、クレタ島中央部に限定される。すなわち、現在のレシムノン県の西半分とハニア県にあたるクレタ島西部地域と、ミラベロ湾岸域から東端の海岸に至るクレタ島東部地域には、アルカイック期～古典期のギリシア語法碑文は1例も報告されておらず、これら島の東西の地域は、いわば法碑文の空白地帯と言えるであろう¹³。

法碑文の所在地に関しては、最大数の法碑文を擁するゴルテュンは、クレタ島のほぼ中心に位置することも、合わせて留意しておきたい。そして、クレタにおいて法碑文の出現したすべてのポリスに共通する地勢上の特徴は、海から一定の距離を隔てた場所に位置する内陸の都市であるという点である。その中で海から最も近いクノッソスとファイストスでも直線距離でおよそ5.6kmの隔りがあり、

それぞれ港湾拠点のアムニソスとマタラを外港としていた。

全域的な俯瞰視点から古代クレタのポリスを3種に分類して、その特徴と相互関係の歴史的展開を論じたCross (2011) は、内陸に位置する「主邑ポリス」は外敵からの防衛を強く意識した立地にあり、またアルカイック期かそれ以前からの古い伝統を持つ保守的な社会の都市であることに共通性を認めている。一方、海岸部の「二次居住地」は、主邑ポリスに服属ないし連携する港湾都市として外部との接触の機会が多く、新たな文化や情報そして来訪者が到来する開かれた社会を持つ傾向が強い。この開放性は、早くから港湾都市として発達した数少ない「独立ポリス」についてもあてはまる¹⁴。

Crossのいう「主邑ポリス」のすべてに法碑文が確認できるわけではないが、〔表1〕のポリスはいずれも「主邑ポリス」の特徴を備えており、他方で、沿岸部の港湾都市や外世界から直接的に経済的・文化的刺激を受けやすかった島の東西の地域には法碑文が所在しないことも事実である。とすれば、このような分布状況は、クレタにおける法碑文は現状維持を目的とした保守的な社会の産物であり、それ自体も保守的な本質的特徴をもつということを示唆するのではないだろうか。

2. クレタ法碑文の特質：ギリシア世界の事例との比較

クレタの法碑文は、アルカイック期においてギリシア世界で抜きん出て数が多いということの他に、それらの刻まれた素材、そしてそれらが置かれた場所という、その存在のあり方にも特徴がある。形式・形態上の特徴については、すでに古山 (2013) で論じたので、ここで必要以上に繰り返すことはしないが、ギリシア世界の他のアルカイック期法碑文と比較検証を通じて、改めてクレタ法碑文の素材を含めた形体上の特徴を考察してみたい。

Gagarin & Perlman (2016) に掲載されている152件の法碑文を、それらが刻まれた素材の形体に注目して整理したのが〔表2：クレタ法碑文の形体類別集計〕である。本稿の冒頭で触れたように、

表2：クレタ法碑文の形体類別集計

ポリス	総数	壁体ブロック	ステレ	その他	
AXOS	12	10	2	0	
DATLLA	1	0	0	1	青銅ミトラ
DREROS	7	7	0	0	
ELEUTERNA	18	13	5	0	
ELTYNIA	2	2	0	0	
GORTYN	101	101	0	0	
KNOSSOS	1	1	0	0	
LYKTOS	8	7	0	1	イオニア柱頭
PHAISTOS	1	1	0	0	
Prinias	1	0	0	1	キュルビス
集計	152	142	7	3	
	100%	93.40%	4.60%	2%	

Gagarin & Perlman (2016) が採用しなかった法文記載とおぼしき碑文や散逸した碑文の存在は〔表2〕には反映されていない。しかし、今世紀に入ってクレタ各地で組織的な発掘調査や集約的領域調査が実施されてきたが、クレタ法碑文の確認数が増加したわけでも、新たなポリスや聖所で法碑文の出土をみたわけでもなく、また既知の10ポリスのいずれかで法碑文の存在状況に関する認識が劇的に改まったということもない。

したがって、未記載・未公開や散逸による不確定要素を考慮に入れても、アルカイック期と古典期におけるクレタ法碑文の出現状況から得られる形体上の基本的特徴と傾向は変わることはない、本稿は考える。

〔表2〕の分類を見て、まずクレタ碑文の形体に関して全般の特徴として指摘できるのは、ほとんどすべてが石のブロックとステレの碑文であり(149件：98%)、しかもブロックに刻まれた法碑文が圧倒的に多いことである(142件：93.4%)。ステレの法碑文は、アクソスに2件とエレウテルナに5件が報告されているだけで、そのうちの2件は表裏2面に記載されており、複数面の法碑文という点ではその他に分類したイオニア石柱頭やキュルビス石の法碑文と共通する形体であると言える。

なお、ここでいうブロックとは、横長の厚みのある形状で主に建造物を組み上げるための石材であり、ステレとは、縦に細長く薄い形状で通常は土台石に挿し込まれて単独で立つ板石である。キュルビスは、上方にいくにしたがってゆるやかに細くなる四角(または三角)錐のオベリスク型で、しばしば先端がピラミッド状に尖っている石柱ないし金属柱である。

クレタで唯一、青銅板に刻まれた法文として知られるダタラの碑文は、青銅製武具パーツの一つであるミトラを平面に打ち広げて、その表裏両面に刻まれた極めて特異な事例である。この碑文の由来地は不明であるが、もしダタラのポリスがアフラティ遺跡であるとの推定を受け入れるならば、そこでは発掘調査によって13件の青銅武具への奉納銘が発見されているが、石材に刻んだ法碑文はまったく確認されていないため、このミトラも公的な法碑文というよりも私的な奉納銘と考えた方がよいかもしれない¹⁵。この碑文に関しては、次章で改めて論じる。

さて、クレタ法碑文の出現状況の特徴は、ギリシア世界の他地域における法碑文のあり方との比較によって、明確になると思われる。そしてまた比較作業の過程で、表面上の違いだけでなく、法碑文の根本的で本質的な特質にも迫れるであろう。そこで本稿では、アルカイック期を中心にギリシア世界の公的碑文を編纂した2つの碑文集成を比較作業の素材として利用することにした。

〔表3〕および〔表3a〕は、van Effenterre et Ruzéが1994年と1995年に編纂した*Nomima I*および*II*から、クレタ以外の地域に所在する公的性格の碑文を年代順に並べ替えた一覧表である。それぞれ前6世紀末まで、前5世紀前半、そして前5世紀後半以後の時代ゾーンを区切って示したが、漠然と前5世紀としか年代推定できないものは、前5世紀前半の可能性を考慮してその時期の末尾に置いた。

また、R.Koernerの残した遺稿を1993年に弟子が公刊した*Inschriftliche Gesetzestexte der frühen griechischen Polis*から、やはりクレタ以外の法碑文を、〔表4〕ではもともとのテキストどおりの地域ごとに、〔表4a〕には全ギリシア世界で、前6世紀末まで、前480年まで、前5世紀末まで、そして前4世紀以後の時代と、4つに期間区分して示した一覧表を作成した。

Nomima と *Gesetzestexte* とでは、碑文の選定や年代推定の基準が異なるため、どちらか一方にしか掲載されていない碑文も少なくなく、また必ずしも同一の碑文が同一の年代にされていないこともある。それに、*Nomima*が文面内容のトピックスで小区分してまとめているのに対し、*Gesetzestexte*は地域ごとに分類整理するという、編纂方針の違いは、両者の統一的な理解を難しくしている。しかしながら、両者の編纂上の特色を踏まえたうえで、出土・由来、内容、年代、形質の4点に的を絞って整理すれば、むしろ性格の異なる両者を重ね合わせることによって、それらと比較検証するクレタ法碑文の出現状況の特徴が浮かび上がってくるであろう。

まず、〔表3〕および〔表3a〕から判明するのは、*Nomima I・II* 所収の前6～5世紀の公的碑文のうち、4割を越す碑文が金属（青銅または鉛）に刻まれている事実であり（29/69件42.0%）、とくに前6世紀後半から前5世紀前半の一世紀間はほとんど青銅の碑文で占められている。また、40件の石材碑文のなかでは、ステレ17件・ブロック13件・石柱3件・その他（岩盤や縁石・メトープなど）7件となり、ステレ碑文の割合が高いが（全体中24.6%・石材中41.5%）、その多くが前5世紀に集中している。

しかしステレの中には、複数面に文面を刻まれた個体が4件存在し、これらは石柱碑文の範疇に含めてもよいかもしれない。その他に分類した縁石・メトープ・石板の3件は、建築物の構成パーツと考えればブロックとして数えるべきであろう。また、アテネのアルコン表はステレと考えてもよいかもしれない。以上のような調整を加えれば、ステレとブロックの碑文数の多寡は逆転する（前者14件：後者16件）。したがって、〔表3〕〔表3a〕の公的碑文の中では、ステレの形状はさほど多くなく、その数は金属碑文の半数にも満たないという結果となった。

このことは、*Gesetzestexte*の年代順に並べなおした〔表4a〕でも同様に確認できる。アルカイック期に相当する前7世紀から前5世紀初頃までの法碑文のうち、16件（13個体）が青銅に刻まれており、全体の23件（18個体）の70%（個体72%）を占め、石材が14件（12個体）である。アルカイック期のステレ法碑文は8件（7個体）だが、複数面記載を石柱碑文とみなせば、そこから4件（3個体）は除外され、非常に少ないことがあきらかである（4件12%）。

これに対し、古典期前半にあたる前480年～前5世紀末の法碑文には、青銅が2件（3.9%）のみであるのに対し、石材の碑文が圧倒的多数の49件（96.1%）で、それもステレ碑文が32件（62.7%）と断然多く、石柱4件（7.8%）、ブロック9件（17.6%）、その他（土台・石板・断片）4件である。すなわち、ギリシア世界における法碑文の青銅とステレの碑文数は、アルカイック期と古典期前半ではまったくの逆相を呈しているのである。

さらに、*Gesetzestexte*を地域別に整理した〔表4〕は、興味深い状況を浮かび上がらせている。ステレ形状は、アッティカとそれ以東の島嶼およびイオニア地域における法碑文の支配的形態であり（36/39件）、これらの地域には青銅法碑文は報告されていない。他方で、青銅の法碑文はペロポネソス半島に集中して現れ（14/18件）、そこでは石柱碑文と考えてよいクレオナイの1件以外にステレによる法碑文は指摘されていない。まるでドーリス方言の本土地域では法碑文の素材として青銅板しか用いることが許されず、イオニア方言の島嶼・小アジア沿岸地域ではもっぱらステレに法碑文が刻まれる慣行が存在したかのようである。

表3：NOMIMA I 〈年代順〉

No.	出土・由来	内容	BC	形質
87	アルゴス	法規定の末尾（記年表記）？	575-550	ブロック
88	アルゴス	聖宝物の利用規定	575-550	ブロック
100	アルゴス	諸犯罪に対する罰則	575-550	青銅板
62	キオス（エリュトライ？）	国制法？	c.550	ステレ4面
91	エレトリア	種々の法文	c.525	ブロック
101	ミュケーネ	裁定方法に関する規定	c.525	縁石外周
01	シチリア：カルタジロネ	カロンダスの殺人法？	525-500	ステレ
44	ロクリス？	不動産に関する法、いわゆる「パバダキス青銅板」	525-500?	青銅板
6	アテネ	サラミス人に関する規定	510-500	ステレ
24	オリンピア	高官職に対する保障	c.500	青銅板
32	キュジコス	マネスに認められた特権	6C	ステレ
71	デルフォイ	ラビュアダイ朋族の古き規定 *別面にも碑文	6C	石柱
78	ティリュンス	市民権規定	6C	大型ブロック複数
55	スパルタ	スパルタのエルクサディア人との条約	6C末	石柱
108	オリンピア	法の改変に対する法的戒め	6C末	背面装飾青銅板
109	オリンピア	種々の戒めに関わる法文	6C末	青銅板
17	オリンピア	セリヌス亡命者に関する協定	c.500	青銅板
52	オリンピア	エリスとエウアオイオス人？との協定	c.500	青銅板
72	デルフォイ	ラビュアダイの岩盤碑文：会計報告？	c.500	巨岩
75	シキュオン	講仲間？に関する規定	c.500	青銅板
42	オリンピア	シュパリスとセルダイオイの協約	c.500?	青銅板
89	アテネ	アルコン表	6-5C	大理石断片
58	オリンピア	ザンクレと隣国との条約の断片	500-494	青銅板
5	セリヌス	呪詛の裁定板	500-475	鉛円盤表裏
21	オリンピア	カラドゥリア人とデウカリオンの協定	500-475	青銅板
57	ルソイ	協定の一部？	500-475	青銅板
96	アテネ	アクロポリスの国庫出納規定	485/4	メトープ？
18	シチリア：カスメナイ？	市民権付与規定	484/3?	青銅板
107	アルゴスorハリエイス？	宝物の運用規定	480-470	青銅薄片
60	オリンピア	オリンピックの裁定	480-450	青銅板
31	キプロス：イダリオン	「イダリオンの青銅板」：メディアア人家系との取決め	478-470	青銅板
36	オリンピア	審議官の保護規定	5C初	青銅板
67	アミュクライ？	アルカロイの神聖法？	5C初	不明（書写）
77	テゲア	ある集団への貴賓席観劇特権	5C初	石柱の2側面
102	テッサリア：アトラクス？	罰金に関する法	c.475	ブロック
104	テオス	国家反逆に対する処罰規則、「テオスの呪い」	c.475	ステレ
23	オリンピア	パトゥリアスへのエレア人の協定	c.475	青銅板
39	エレトリア	プロクセニア規定	475?	ブロック
35	アルゴス	オイヌス人グノスタスへのプロクセニア規定	c.475-470	青銅板

No.	出土・由来	内容	BC	形質
19	ハリカルナッソス	不動産に関する協定	475-450	ステレ
51	オリンピア	アナティオンとメタピオンの協定	475-450?	青銅板
53	ロクリス：カレイオン	オイアンティアとカレイオンとの嘆願者庇護の協定	c. 475-450	青銅板
105	テオス	国家反逆者たちに対する処罰	c.470	縦長ブロック4面
106	エリュトライ	民主政擁護の規定	465-452	ステレ3面
43	ロクリス：カレイオン	ナウバクトス入植の法	460-450	青銅板表裏
65	アルゴス	ヒュルナティス族の会計報告	460-450	青銅板
56	オリンピア	スキロンティア人に対するエリス?の法	450以前	青銅板
33	テッサリア：テトニオン	コリント人ソタリオスへの特権認可	450	青銅板
84	イオニア：エリュトライ	書記職再任禁止に関する法規定	5C?	ステレ
85	イオニア：エリュトライ	ペプロイオイでの高官職への就任制限	5C	ステレ
103	ミレトス	粛清の布告「血の碑文」	5C	ステレの土台
110	アルゴス	法規定の断片	5C	ステレ
02	アテネ	ドラコンの殺人法	409/8 (7C?)	ステレ
41	北アフリカ：キュレネ	建国者の協約	4C (c.630?)	ステレ

表 3a：NOMIMA II 〈年代順〉

No.	出土・由来	内容	B C	形質
9	ティリンス	宣誓文を含む断片	c.600-550	ブロック
79	クレオナイ：アルゴリス	殺人後の浄めに関する法	c.550より前	ステレ(3面記載)
82	コロベ：テッサリア	収穫物?の窃盗(に対する処罰規定)	6C半ば	石板(垂直記載)
1	マラトン：アッティカ	裁判文書断片	A: 6C末 B: c.490	ステレ(両面)
29	ドドナ	卑属に関する口頭試問	520-500	鉛板
63	ゲラ	牛取引?	5C初	鉛板
88	ギティオン：ラコニア	景観の保護規定	5C初	岩盤
96	タソス	ブドウ酒と酢に関する法	480-460	ブロック
94	パロス	道路に関する規則	475-450	ステレ
95	タソス	港湾の境界規定	463-460?	ステレ
2	アルカディア	瀆神殺人者に対する「マンティネイア裁定」	c.460	ブロック
87	アイギナ	景観?の保護規定	5C半ば	ブロック?
27	オリンピア	解放奴隷一覧表?	450より後?	青銅板
97	デルフォイ	ブドウ酒に関する法	5C?	ブロック
14	エフェソス	宣誓手続き	400より後	ブロック

表4 : Gesetzestexte von R. Koerner (地域別)

No.	出土・由来	内容	BC	形質
アッティカ				
1	アテネ	クレールキア法	c. 510-500	ステレ断片
2	*アテネ	所掌手続 IG I ₃ 2	c. 500	ステレ断片
3	マラトン	審判員規定	c. 490-480	石柱
4	アテネ	アクロポリスとタミアイに関する規定	485/4	ステレ断片
5	アテネ	アクロポリスのタミアイに対する規定		(4の裏面)
6	スニオン	船舶の港湾使用料	c. 460-450	石板
7	エレウシス	エピスタタイの任命と職務規定	449-447	ステレ
8	アテネ	貢納不履行に対する訴訟法	448/7	ステレ?
9	アテネ	アデアに関する規定	434/3	ステレ (両面)
10	アテネ	役人処罰法	421/0	ステレ
11	アテネ	流血法	409/8	ステレ
12	アテネ	ブーレーに関する諸決定	c. 409	ステレ断片
13	アテネ	プリュタネイオンにおける食事規定	440-432	ステレ
14	アテネ	賃金の宗教的交付	434	ステレ断片
15	ペイライエウス	造船所労務規定	440-425	ステレ
16	アテネ	軍船艦装のための引渡し規則	410-401	ステレ断片
17	シュバレットス	防衛配置にとまなう区法	c. 470-460	ステレ / 祭壇
18	パイアニア	祭祀法	c. 450-430	ステレ (両面)
19	ランプトライ?	水利規則	440-430	ステレ
20	アテネ	河川の清浄規則	c. 440-430	ステレ
21	プロテア	区の財務法規	c. 420	ステレ
ペロポネソス				
22	アイギナ	路石の標石への再利用の禁止	5 C?	ブロック
23	シキュオン	市民共同所有地に関する規制	c. 500	青銅板
24	ミュケーネ	ダミオルゴイ職の代行についての国法	6 C	円形土台
25	アルゴス	神事に関する規則	c. 575-550	ブロック
26	*ハリエイ	役職者規定? HM 620	5 C 初	青銅薄片
27	ハリエイ	権限なき者の専横防止の財務規則	c. 480	青銅板
28	*アルゴス	法規定 IG IV 555	5 C 後半	石断片
29	アルゴス	法?	6 C 半ば	青銅板
30	キュヌリア?	給水施設の保護条項	5 C 末	石柱
31	ティリンス	国制法	7 C	ブロック断片
32	クレオナイ	殺人による穢れ	c. 575-550	ステレ (3面記載)
33	*マンティネイア	役職者規制・国制法? IG V 2.261	6/5 C	石断片
34	マンティネイア	訴訟法	c. 460	ブロック
35	アルカディア	役人の違反にかかわる神聖法	6/5 C	青銅板
36	*オリンピア	祭祀規定 IvOl 1	(7/) 6 C	青銅板
37	オリンピア	懲罰規則	5 C 初	青銅板
38	オリンピア	懲罰の制定、立法	c. 500	青銅板
39	オリンピア	テオロコスとダミオルギアに関する規定	6 C	青銅板
40	*オリンピア	Lex Sacra IvOl 5	c. 500	青銅板
41	オリンピア	神官の神事業務	c. 500	青銅板
42	オリンピア	誤審に対する控訴		(41と同一)
43	オリンピア	法の修正		(41と同一)
44	スキルス	国家の新秩序	c. 450-425	青銅板

No.	出土・由来	内容	BC	形質
中部ギリシア				
45	デルフォイ	ブドウ酒供物の除去と復旧	5 C	ブロック
46	デルフォイ	ラビュアダイ碑文	c. 400	石柱 (4面記載)
47	ナウパクトス	土地の分配	c. 500	青銅板
48	ナウパクトス	財務規則		(47の裏面)
49	オプス	ナウパクトスへの移住	5 C	青銅板
北ギリシア				
50	テッサリア：アルグラ	懲罰の制定	c. 475 ?	土台石
51	テッサリア：コロベ	懲罰の制定と供物の押収	6/5 C	ステレ
52	テッサリア：ファランナ	資金の横領	5 C	ステレ断片
53	クリミア：ニュンファイオン	聖域の浄め	5 C	石柱
エーゲ海島嶼				
54	デロス	外国人に対する入場禁止条文	5 C	ブロックまぐさ
55	デロス	水利権	5 C 末?	横長石板
56	リンドス	賃金の宗教的交付	5 C 末	ステレ
57	パロス	道路のの清浄規則	c. 475-450	ステレ
58	パロス	神域建築物の保護規定	5 C	ステレ
59	*パロス	祭祀規定? IG XII 5.150	c. 525-500	ステレ
60	イウリス	葬儀規則	5 C 末	ステレ
61	キオス?	国法	575-550	ステレ (4面記載)
62	キオス	土地分配、訴訟規則	5 C 末	ステレ
63	キオス	訴訟規定、境界標石の保護	c. 450-425	ステレ
64	キオス	供物規則	5 C?	ステレ
65	アルケシネ	聖域内での火気禁止	5 C?	ステレ
66	タソス	ブドウ酒法	c. 460	ブロック
67	タソス	カルポロゴイに関する規則	5 C	ブロック断片
68	タソス	収穫前のブドウ酒購入の禁止	c. 420-400	ブロック
69	タソス	ブドウ酒取引に関する法	4 C 初	(68と同一)
70	タソス	密告者への褒章規定	5 C 末	ブロック
71	タソス	市民権付与の決議	5 C 末	ブロック
72	エレトリア	訴訟規則	c. 525	ブロック (2石4規定)
73	エレトリア	罰金支払い	c. 525	(72と同一)
小アジア				
74	エリュトライ	役職再任の禁止	5 C 末	ステレ
75	エリュトライ	訴訟規則、プリュタネスの権限	c. 454 より前	ステレ
76	エリュトライとアテネ	国家の新秩序	453/2	ステレ
77	エリュトライ?	役職再任の禁止	5 C	ステレ
78	テオス	公式呪詛による国家の守護	c. 470	ステレ (詳細不明)
79	テオス	公式呪詛による国家の守護および市民宣誓	480-450	石柱
80	* (アテネ)	ミレトスに対する規定? IG I3. 21	450/449	ステレ?
81	ミレトス	追放者の訴追	470-440	土台石 (ステレの)
82	エフェソス	宣誓供物	c. 500	ブロック
83	*エフェソス	抵当法 LEph 1678	?	(82と同一)
84	ハリカルナソス	不動産係争における訴訟権	465-450	ステレ
シチリア				
85	メガラ・ヒュブライア	著縛規定	6 C 前半	石柱
86	*レオンティニ/カタナ	SEG IV 64	6 C	青銅板

表 4a : Gesetzestexte von R. Koerner (年代順)

No.	出土・由来	内容	BC	形質
31	ティリンス	国制法	7C	ブロック断片
36	*オリンピア	祭祀規定 IvOI 1	(7/) 6C	青銅板
25	アルゴス	神事に関する規則	c. 575-550	ブロック
32	クレオナイ	殺人による穢れ	c. 575-550	ステレ(3面記載)
61	キオス?	国法	575-550	ステレ(4面記載)
85	メガラ・ヒュブライア	著縛規定	6C前半	石柱
29	アルゴス	法?	6C半ば	青銅板
72	エレクトリア	訴訟規則	c. 525	ブロック(2石4規定)
73	エレクトリア	罰金支払い	c. 525	(72と同一)
59	*パロス	祭祀規定? IG XII 5.150	c. 525-500	ステレ
1	アテネ	クレールキア法	c. 510-500	ステレ断片
24	ミュケーネ	ダミオルゴイ職の代行についての国法	6C	円形土台
39	オリンピア	テオロコスとダミオルギアに関する規定	6C	青銅板
86	*レオンティニ/カタナ	SEG IV64	6C	青銅板
2	*アテネ	所掌手続 IG I ₃ 2	c. 500	ステレ断片
23	シキエオン	市民共同所有地に関する規制	c. 500	青銅板
38	オリンピア	懲罰の制定、立法	c. 500	青銅板
40	*オリンピア	Lex Sacra IvOI 5	c. 500	青銅板
41	オリンピア	神官の神事業務	c. 500	青銅板
42	オリンピア	誤審に対する控訴		(41と同一)
43	オリンピア	法の修正		(41と同一)
47	ナウパクトス	土地の分配	c. 500	青銅板
48	ナウパクトス	財務規則		(47の裏面)
82	エフェソス	宣誓供物	c. 500	ブロック
33	*マンティネイア	役職者規制・国制法? IG V 2.261	6/5C	石断片
35	アルカディア	役人の違反にかかわる神聖法	6/5C	青銅板
51	テッサリア:コロベ	懲罰の制定と供物の押収	6/5C	ステレ
3	マラトン	審判員規定	c. 490-480	石柱
4	アテネ	アクロポリスとタミアイに関する規定	485/4	ステレ断片
5	アテネ	アクロポリスのタミアイに対する規定		(4の裏面)
27	ハリエイ	権限なき者の専横防止の財務規則	c. 480	青銅板
26	*ハリエイ	役職者規定? HM 620	5C初	青銅薄片
37	オリンピア	懲罰規則	5C初	青銅板
79	テオス	公式呪詛による国家の守護および市民宣誓	480-450	石柱
50	テッサリア:アルグラ	懲罰の制定	c. 475?	土台石
57	パロス	道路の清浄規則	c. 475-450	ステレ
78	テオス	公式呪詛による国家の守護	c. 470	ステレ(詳細不明)
17	シュバレットス	防衛配置にともなう区法	c. 470-460	ステレ/祭壇
81	ミレトス	追放者の訴追	470-440	土台石(ステレの)
84	ハリカルナソス	不動産係争における訴訟権	465-450	ステレ
34	マンティネイア	訴訟法	c. 460	ブロック
66	タソス	ブドウ酒法	c. 460	ブロック
6	スニオン	船舶の港湾使用料	c. 460-450	石板

No.	出土・由来	内容	BC	形質
75	エリュトライ	訴訟規則、ブリュタネスの権限	c. 454より前	ステレ
76	エリュトライとアテネ	国家の新秩序	453/2	ステレ
80	* (アテネ)	ミレトスに対する規定? IG I ₃ 21	450/449	ステレ?
63	キオス	訴訟規定、境界標石の保護	c. 450-425	ステレ
44	スキルス	国家の新秩序	c. 450-425	青銅板
18	パイアニア	祭祀法	c. 450-430	ステレ (両面)
7	エレウシス	エピスタタイの任命と職務規定	449-447	ステレ
8	アテネ	貢納不履行に対する訴訟法	448/7	ステレ?
13	アテネ	ブリュタネイオンにおける食事規定	440-432	ステレ
19	ランプトライ?	水利規則	440-430	ステレ
20	アテネ	河川の清浄規則	c. 440-430	ステレ
15	ベイライエウス	造船所労務規定	440-425	ステレ
14	アテネ	賃金の宗教的交付	434	ステレ断片
9	アテネ	アディアに関する規定	434/3	ステレ (両面)
28	*アルゴス	法規定 IG IV 555	5C後半	石断片
10	アテネ	役人処罰法	421/0	ステレ
21	プロティア	区の財務法規	c. 420	ステレ
68	タノス	収穫前のブドウ酒購入の禁止	c. 420-400	ブロック
16	アテネ	軍船機装のための引渡し規則	410-401	ステレ断片
11	アテネ	流血法	409/8	ステレ
12	アテネ	ブーレーに関する諸決定	c. 409	ステレ断片
30	キュムリア?	給水施設の保護条項	5C末	石柱
56	リンドス	賃金の宗教的交付	5C末	ステレ
60	イウリス	葬儀規則	5C末	ステレ
62	キオス	土地分配、訴訟規則	5C末	ステレ
70	タノス	密告者への褒章規定	5C末	ブロック
71	タノス	市民権付与の決議	5C末	ブロック
74	エリュトライ	役職再任の禁止	5C末	ステレ
55	デロス	水利権	5C末?	横長石板
45	デルフォイ	ブドウ酒供物の除去と復旧	5C	ブロック
49	オプス	ナウパクトスへの移住	5C	青銅板
52	テッサリア:ファランナ	資金の横領	5C	ステレ断片
53	クリミア:ニユンファイオン	聖域の浄め	5C	石柱
54	デロス	外国人に対する入場禁止条文	5C	ブロックまぐさ
58	パロス	神域建築物の保護規定	5C	ステレ
67	タノス	カルポロゴイに関する規則	5C	ブロック断片
77	エリュトライ?	役職再任の禁止	5C	ステレ
46	デルフォイ	ラビュアダイ碑文	c.400	石柱 (4面記載)
22	アイギナ	路石の標石への再利用の禁止	5C?	ブロック
64	キオス	供物規則	5C?	ステレ
65	アルケシネ	聖域内での火気禁止	5C?	ステレ
69	タノス	ブドウ酒取引に関する法	4C初	(68と同一)
83	*エフェソス	抵当法 I. Eph 1678	?	(82と同一)

もう一つ重要な状況として、青銅の法碑文の由来地の中でオリュンピアの占める割合が大きいということがある（8/18件44.4%）。そして、オリュンピアにはブロックや石柱石に刻んだ法は所在せず、青銅板の形式でなければならなかったように見える。このことは意味深長である。青銅武具・大釜や鼎などの象徴性とモニュメント性の強い青銅奉納品と並んで聖所に納められていたとすれば、青銅の板に碑文として刻み付けられた法そのものが神へ捧げられた奉納品としてか、あるいは神託伺いのプレートのように神域にとどめ置かれるべきもの、すなわち人による神への誓約文言として考えることができるかもしれない。

さて、以上のようなギリシア世界における傾向に照らし合わせると、クレタの法碑文は特異な状況を示していることが判明する。まずそれらは、ギリシア世界で一般的な青銅碑文の形体も、ステレ碑文の形体もほとんど採ることがなく、クレタ以外ではどちらかといえば少数派に属する壁面ブロックにもっぱら刻まれているという事実である。他の地域にも石柱やブロックの法碑文は一定数存在するが、クレタ法碑文における93.4%もの壁面への嗜好はとりわけ際立っているといえるであろう。

クレタにおける「壁面の法」に関しては、van Effenterre (1994) がその起源をキュルピスの初原的形体である四角柱の「霊石」にもとめ、その形状から発展して法を記した柱状の「立法の石」が成立したと論じた¹⁶。近年ではWallace (2010) が、プリニアスの神殿への浮き彫り彫刻の採用や、エジプト的な髪型や服装をした女性小像の多くの出土例などを挙げて、アルカイック期クレタの表象文化におけるエジプトの強い影響を指摘し、法文を神域の建物の壁面に刻む慣習も、同様にエジプト文化の輸入の結果だと説明している¹⁷。

ギリシア世界に共通する石と神霊の結合観念という理解や、地政学的観点からクレタへのエジプトの文化的刺激についての指摘は、それぞれ傾聴に値する部分があるけれども、「壁面の法」への強いこだわりはクレタ独自の特徴としても考察する必要があるだろう。

というのも、上に見たようにクレタでは聖別された空間に法を刻み置くという行為は、ギリシア世界と共有していながらも、法碑文を青銅板の形体でのこすことも広域的聖所へ奉納安置することも行わなかったからである。また、エジプトの風習に刺激を得たとしても、王の存在を欠くクレタ社会においては、壁面記載という実態は、類似した行為であっても東方世界とは別の意味をもたされていたと考えられるからである。

そこで、クレタの独自性や古き伝統からの継承という面で注目すべきは、神域の代表的建造物である神殿が採る「メガロン・タイプ」というクレタ独特の形状と、古き過去の記憶継承のトポスとなった暗黒期における「廃墟祭祀」の慣行である。

クレタではギリシア世界で発展した、壁の周囲に円柱を並べ置くいわゆるペリスティレの神殿様式はついで現れなかった。柱はむしろ神殿の内部に、竈の前後ないし周囲に配置されている。こうしたクレタの神殿は、その形状がミノア期の宮殿内部に存在した祭祀の部屋に似ていることから「メガロン様式」と呼ばれる。神殿の内部では、竈を中心に少数の者たちによって神への祭祀と飲食の儀礼が執り行われたらしい。このクレタ独特の神殿様式は、周柱によって神殿壁面への視野が妨げられることはなく、おそらく、壁面に法碑文を刻む物理的条件を用意したと思われる¹⁸。

暗黒期の「廃墟祭祀」に関しては、Prent (2003) が詳しく論じているように、ギリシア本土の墓所祭祀に通ずる行為であるが、クレタでは墓所ではなくミノア期の廃墟が崇拝の象徴的トポスとなった。そこでは、大型切り石ブロックで組み上げられたミノア期の建造物の一部が、地域エリートの前祖崇拝の焦点として利用されていたことが、その周囲の出土品から指摘されている¹⁹。これはある種の壁体信仰であり、前8世紀にポリスの神域でも、過去の記憶と壁体への信仰が一体となって大型切り石の神殿が建造されたと考えられる。

そして、神殿の壁は、もっとも神聖な内部空間と人の住む外部空間との境界をなす、実体的存在でもある。したがって、合議によって生み出された人の法が神への宣誓と承認を受けるには、両者の境界である壁面は、法碑文を記すにもっともふさわしいトポスだと、クレタの人々には思われたのではなかろうか²⁰。

最後に、法文の記載をもっぱら石の壁面に刻んでいたクレタにおいて、唯一青銅に記された法文が確認されるダタラの例について触れておきたい。この「スペンシオティオス規定」と呼ばれる青銅碑文は、その記載内容もふくめ立ち入った検討が必要であるが、本稿では当面の課題である形体に関してのみを論じるにとどめる。この碑文は、極めて特異な形体上の特徴を備えており、それだけでも一考の価値があると思うからである。ただし、残念ながら出土の状況や正確な由来地については不明な点が多く、そうした不確定要素を承知した上で議論しなければならない²¹。

この碑文は、青銅製武具の下腹部を保護するパーツであるミトラを、平板に打ち広げた後に上辺を水平に切りそろえる加工を施し、表と裏のほぼ全面に牛耕式で書き刻まれたものである。もともとミトラを胴鎧に結びつけるために細紐を通したと思われる上端部の3箇所の小孔は、水平化の加工によって左右の孔の上部が切り取られてしまい、中央の1箇所の孔だけが残っている²²。平らに広げたことと、この中央上部の小孔の残存から推測すれば、このミトラはおそらく壁面に釘かフックのようなものでぶら下げるようにして貼り付けられていたものと思われる。そうであるとすると、裏面の法文は通常は人の目に触れることはなかったであろう。

オリュンピアの法碑文が、ことごとく青銅板に刻まれていたことは、それらの青銅の板が法文記載のために特別にあつらえられた可能性を示唆している。オリュンピアでも青銅武具への文字記載はあるが、それらは戦利品の奉納銘であった。実は、このことは「スペンシオティオス規定」を考える際にも重要である。というのも、それが法碑文専用の青銅板ではなく、青銅の武具パーツに刻まれているからである。

この碑文にあるダタラの共同体が、推定されているようにアフラティ遺跡に存在したとすれば、前6世紀末頃に年代付けられるこの青銅碑文は、同じ遺跡から出土した前7世紀後半頃の青銅武具の奉納銘文13件の系譜を引くものと考えられる²³。すなわち、先に見たように法碑文も奉納の一形式であると考えれば、アフラティでは武具に銘文を刻み、それを神に奉納するというかつての行動様式が、ミトラへの碑文記載として継承されたといえるであろう。

しかし、他方でアフラティ遺跡の発掘調査で、石に刻んだ法碑文が一例も出土しなかったことは、この遺跡に存在したポリスが壁体ブロックを利用するというクレタにおける法碑文の一般的慣行を無

視していたことになる。これを翻って考えると、青銅武具の碑文であるという特異な形質と形体は、「スペンシティオス規定」が純粋な、あるいは単純な、法碑文ではなかったのではないかとの疑念を抱かせるであろう。

この碑文の出土状況は不明であるため確実な根拠を持って断言することはできないが、「スペンシティオス規定」は他の石材に刻まれた法碑文よりも、奉納品として性格が強かったのではないかとと思われる。そのように考えれば、裏面が通常読めないことも説明できるのではないだろうか。奉納銘文は、その素材が奉納されるときに神の前で読み上げられれば、それで本質的使命はまっとうされたことになり、刻まれた文字が安置場所では読むことができなくとも支障はないからである。

おわりに

本稿では、クレタ島内における現存の法碑文の分布状況を数量化して分析し、時期的にはアルカイック期に偏って出現し、ゴルテュンを除いては古典期にまで積極的に法碑文を作成するポリスはないこと、ほとんどのポリスでは前6世紀後半のみに法碑文が集中し、その前後の時期は法碑文の暗黒期になることを指摘した。ゴルテュンは前6世紀前半から継続的に多数の法碑文を刻み続け、その総数はギリシア世界でも傑出して多かったが、そのゴルテュンでさえ、古典期後半には法碑文をほぼ作らなくなることも確認した。またゴルテュンとは対照的にドレーロスは前7世紀後半という最初期の法碑文を相次いで作成したが、それ以降、ヘレニズム期になるまで法碑文を作らない長い暗黒期を経験した。

ついで、法碑文の所在地点では、これまでのところ10のポリスでしか法碑文は生まれていないように見え、それらのポリスはいずれも島の中央部に所在していた。それはつまり、島の東西の地域では法碑文を作成する習慣がなかったようであり、さらに言えば、海岸部の開放的な港湾の町でも法碑文は作られなかった。したがって、法碑文は、中央部内陸の保守的性格の強い限られたポリスに集約的に存在し（とりわけゴルテュンに）、それ以外のポリスには存在しないという空間的な空白もまた確認できるのである。また、イダ山頂の洞穴聖所やカト・シミの野外聖所のような広域から参詣者が集まり来る聖所にも、法を記した碑文は確認されず、ここにも法碑文の空白地点が存在した。

ギリシア世界全体と比較すれば、クレタはアルカイック期において抜きん出て法碑文の数が多いということだけでなく、青銅の法碑文も、ステレに刻まれた法碑文も皆無に等しく、他地域ではさほど多くない壁面への法碑文が圧倒的多数を占めるという、特異な傾向があることもまたあきらかとなった。このことを理解するには、神宿る石と法の結合やエジプト的慣習の受容という面からだけでなく、クレタ的な特性として「メガロン・タイプ」の神殿の成立と「廃墟祭祀」の精神文化を継承した壁体信仰の存在を考慮に入れることが重要である。

クレタ唯一の青銅法碑文とされる「スペンシティオス規定」は、ミトラの再利用と表裏両面記載という特異な形質と形状から、単なる公示のための法碑文ではなく、神への奉納としての性格が強い碑文であると考えられる。そして、その特異な事例から、クレタの法碑文が聖別空間の建造物、とりわ

け神殿の壁や柱に刻まれていたもう一つの根本的理由が導き出されるであろう。それは、法碑文が奉納の形式をとって、人の作った規定を神との約定に転換するという意味を持ったのではないかという理解である。

合議の結果として、「～の人々にはよしと思われる」と記される文言は、それ自体では遵守の保証も拘束力も持たないが、ひとたび神との約定として奉納されたならば、それに違反することは神への裏切り行為となり、恐るべき神罰を身に受ける宿命に落ちると意識されたはずである。つまり、聖別空間に刻まれた法碑文の背後には、「誓い」と「呪い」の表裏一体となった観念が働き、いかなる有力者であっても、それに従わざる得ない仕組みが構築されることになったのである²⁴。

これは、ある種の虚構ではあるが、通常の住居などとは一線を画す神域に立つ大型切り石組みの神殿という装置と、その建築構成要素である石材ブロックの壁体とが示すモニュメント性は、遠い過去への記憶と畏怖をともなって、法の実体化した姿である法碑文に強烈な存在感と強制力を与えたであろう。神殿の建立が戦争と並ぶ一大国家イベントであったとするなら、そこに刻まれた法碑文は、法の実体化を通して国家が社会全体を統合した一つの表現であったと言えよう²⁵。

ただし、それは法碑文が、奉納銘の場合と同じように、神と公衆の面前で読み上げられることによって、はじめて発動したと考えられる。そのプロセスの実態と法の社会化の問題は本稿の課題範囲を越えているが、クレタ法碑文の特異な存在状況からアプローチすることが可能であるという見通しは得られたと思う。

〈注〉

- 1 クレタ法碑文の多数性と多様性については、古山 (2013) 32-44 頁を参照。また、古山 (2017) 35-38 頁掲載の表3および表4に示したアルカイック期クレタ法碑文の一覧も参照のこと。「ゴルテュン大法典」の基本文献としては、Willets (1967) が最も有益である。Cf. Gagarin & Perlman (2016) G72.
- 2 古代の碑文の年代推定に関しては、Wilson(2009)pp.548fを、またクレタ法碑文の文字書式によるクロノロジーについては、LSAG. pp.308-314 を参照。Cf. Bile (1988); Gagarin & Perlman (2016) p.52.
- 3 アテネでは前5世紀末の政治的混乱の後、成文化された法以外を法廷で援用することが禁止され、法碑文の数が増大した。Cf. Thomas (1992) pp.96f; (2005) pp.58f.
- 4 エレウテルナの新出碑文に関しては、Tzifopoulos (2009)を参照。Cf. Gagarin & Perlman (2016) pp.246-253.
- 5 Ibid. p.265.
- 6 古山 (2018) 5-6 頁および18-20 頁。
- 7 Wallace (2010) pp.331; 342. またKotsonas (2011) による批判も参照のこと。
- 8 ゴルテュン大法典の年代推定に関しては、Whilleys (1967) p.8. そのモニュメント性については Whitley (2005) を参照。
- 9 *IC*, I. viii. Nr.4. Cf. Coldstream & Huxley (1999) pp.124-126.
- 10 ファイストスの未公開碑文については、Gagarin & Perlman (2016) に若干の情報がある。メサラ平野西部の領域調査にファイストスのポリスおよびその周辺地域に関しては、Watrous & Hadzi-Vianou (2004); (2004a) を参照。
- 11 Gagarin & Perlman (2016) Preface, viii-xi. Cf. 古山 (2017a).
- 12 アゾリア遺跡の発掘調査の成果については、Haggis et al. (2004); (2007); (2011); (2011a); Haggis & Mook (2011); Haggis (2014) に詳しい。
- 13 Gagarin & Perlman(2016)p.3所収の地図を参照。ただし東端部地域では、解読不能なエテオ・クレタ語とさ

- れる文言の碑文が、数例報告されていることには留意が必要である。Cf. Duhoux (1981).
- 14 「主邑ポリス」「二次居住地」「独立ポリス」の概念と具体例については、Cross(2011)pp.45-63および同書巻末の Gazetteer I・II・IIIを参照。
- 15 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) ; (1971). Cf. 古山 (2018) 10 頁。
- 16 van Effenterre, H. et M. (1994). Cf. 古山 (2013) 56-57 頁。
- 17 Wallace (2010) pp.218-228.
- 18 古山 (2017) 27 頁。
- 19 Prent (2003) Cf. Prent (2005) pp.508-554 ; Cucuzza (2013) ; 古山 (2017) 11-16 頁。
- 20 古山 (2013) 59-61 頁では、ギリシア (ないしクレタ) の法を「神の法 (ゼウスの法)」「神意の法 (アポロンの法)」「合議の法」の3つのカテゴリに分類し、人のみで定めた「合議の法」はその本質的な脆弱性の故に、聖別空間に刻んで読み上げることで神との関わりを仮装しなければならなかったことを論じた。
- 21 「スベンシテリオス規定」に関する議論とダタラの所在同定の議論については、Gagarin & Perlman (2016) p.181 および Da1 冒頭の解説を参照。
- 22 Jeffery & Morpurgo-Davies (1970) pp.119f ; Jeffery & Morpurgo-Davies (1971). Cf. 古山 (2013) 52-54.
- 23 古山 (2018) 10 頁。公的碑文の奉納としての理解については、師尾 (2009) ; (2011) を参照。
- 24 宣誓と呪詛による法の効力については、Parker(2005)を参照。
- 25 神殿の建立が膨大な資産と人的資源を投入したポリスの一大事業であったことの重要性については、Osborne (1996) pp.89f ; (2007) pp.228f を参照。

<参考文献一覧>

- Bile, M. 1988 *Le dialecte crétois ancien: Étude de la langue des inscriptions postérieures aux IC*.
- Coldstream, J. N. & G. L. Huxley 1999 Knossos: The Archaic Gap. *BSA* 94 pp.289-307.
- Cross, M. 2011 The Creativity of Crete: City States and the Foundations of the Modern World.
- Cucuzza, N. 2013 Minoan Ruins in Archaic Crete.
- Duhoux, Y. 1981 Les Étéocrétois et l'origine de l'alphabet grec. *AC* 50 pp.287-298
- Gagarin, M. & D. Cohen 2005 *The Cambridge Companion to Ancient Law*.
- Gagarin, M. & P. Perlman, 2016 *The Laws of Ancient Crete c. 650-400 BCE*.
- Gehrke, H. -J. hrg. 1994 *Rechtskodifizierung und soziale Normen in interkulturelle Vergleich*.
- Greco, E. & Lombardo, M. 2005 *La grande iscrizione di gortyna: centoventi anni dopo la scoperta: atti del I Convegno internazionale di studi sulla Messarà*.
- Guarducci, M. 1935 *Inscriptiones Creticae* I. (以下4冊はICと巻号で略記)
- 1939 *Inscriptiones Creticae* II.
- 1942 *Inscriptiones Creticae* III.
- 1950 *Inscriptiones Creticae* IV.
- Haggis, D. C., M. S. Mook, C. M. Scarry, L. M. Snyder & W. C. West III, 2004 Excavations at Azoria, 2002. *Hesperia* 73 pp.339-400.
- Haggis, D. C., M. S. Mook, C. M. Scarry, R. D. Fitzsimons, E. Stephanakis and W. C. West III, 2007 Excavations at Azoria, 2003-2004. Part 1. The Archaic Civic Complex. *Hesperia* 76 pp.243-321.
- Haggis, D. C. & M. S. Mook 2011 The Early Iron Age-Archaic Transition at Azoria in Eastern Crete. in Mazarakis Ainian (2011) pp.515-527.
- Haggis, D. C., M. S. Mook, R. D. Fitzsimons, C. M. Scary, L. M. Snyder and W. C. West III, 2011 Excavations in the Archaic Civic Building at Azoria in 2005-2006. *Hesperia* 80 pp. 1-70.
- Haggis, D. C., M. S. Mook, R. D. Fitzsimons, C. M. Scarry, L. M. Snyder, 2011a Excavations of Archaic Houses at Azoria in 2005-2006. *Hesperia* 80 pp. 431-489.
- Haggis 2014. Excavations at Azoria and Stratigraphic Evidence for the Restructuring of Cretan Landscape ca.

- 600 BC. in Pilz & Seelentag (2014) pp. 11-39.
- Jeffery, L. H. 1989 *The Local Scripts of Archaic Greece*. (LSAGと略記)
- Jeffery, L. H. & Morpurgo-Davies, A. 1970 *POINIKASTAS and POINIKAZEN*: BM 1969. 4-2.1, A New Archaic Inscription from Crete. *Kadmos* 9 pp.118-154.
- 1971 An Archaic Greek Inscription from Crete. *BMQ* 36 pp.24-29.
- Koerner, R. 1993 *Inchriftliche Gesetzestexte der frühen griechischen Polis*. (Gesetzestexteと略記)
- Kotsonas, A. 2011 Review: Saro Wallace, *Ancient Crete: From Successful Collapse to Democracy's Alternatives, Twelfth to Fifth Centuries BC*. Cambridge Univ. Press. *Classical Review* 2011.
- Mazarakis Ainian, A. ed. 2011 The "Dark Ages" Revised: An International Symposium in Memory of William D. E. Coulson (Volos: University of Thessaly 2011).
- Osborne, R. 1996 *Greece in the Making 1200-497 B.C.*
- 2007 Archaic Greece. in Scheidel et al. (2007) pp.277-301.
- Parker, R. 2005 Law and Religion. in Gagarin & Cohen (2005) pp.61-81.
- Pilz, O. & G. Seelentag eds. 2014 *Cultural Practices and Material Culture in Archaic and Classical Crete*.
- Prent, M. 2003 Glories of the Past in the Past: Ritual Activities at Palatial Ruins in Early Iron Age Crete. in Dyke & Alcock (2003) pp.81-103
- 2005 *Cretan Sanctuaries and Cult: Continuity and Change from Late Minoan IIIC to the Archaic Period*.
- Scheidel, W., I. Morris & R. Saller eds. 2007 *The Cambridge Economic History of the Greco-Roman World*.
- Themelis P. G. ed. 2009 *Ancient Eleutherna, Sector I*. vol. 1.
- Thomas R. 1992 *Literacy and Orality in Ancient Greece*.
- 2005 Writing, Law, and Written Law. in Gagarin & Cohen (2005) pp.41-60.
- Tzifopoulos, Y. 2009 Eleutherna, Sector I: The Inscriptions. in Themelis (2009) pp.103-152.
- van Effenterre, H. et F. Ruzé 1994-95 *Nomima: recueil d'inscriptions politiques et juridiques de l'archaïsme grec. I · II*. (Nomima I/IIと略記)
- van Effenterre, H. et M. 1994 Écrire sur les murs. in Gehrke (1994) pp.87-96.
- Wallace, S. 2010 *Ancient Crete: from successful collapse to democracy's alternatives, 12th-5th centuries BC*.
- Watrous, L. V. & D. Hadzi-Vianou, 2004a Creation of a Greek City-State (Late Minoan IIIC-Orientalizing). in Watrous, et al. (2004) pp.339-350.
- Watrous, L.V., D. Hadzi-Vianou & H. Blitzer, 2004 *The Plain of Phaistos: Cycles of Social Complexity in the Mesara Region of Crete*.
- Whitley, J. 2005 Before The Great Code: Public Inscriptions and Material Practice in Archaic Crete. in Greco & Lombardo (2005) pp.41-56.
- 古山夕城 2004「重装武具のシンボリズム —ギリシアにおける戦争と国家—」『駿台史学』121, 95-118頁
- 2008「古典期アテネにおける「墓標なき五十年」—ギリシア古代における葬礼と国家—」林雅彦編『「生と死」の東西文化史』(方丈堂出版 2008年) 240-308頁
- 2013「アルカイック期クレタにおける法碑文のコスモロジー —形式・形態分析と現象論—」『駿台史学』第147号 25-69頁
- 2014「クレタ暗黒期からアルカイック期の宗教変容と法の世界」山川廣司編『研究報告書 ミノア・ミュケナイ期～前古典期における国家と宗教の諸相と変容に関する研究』(平成23年度～平成25年度科学研究費(基盤研究C)) 27-42頁
- 2017「聖所・神域・神殿におけるクレタ古法の現象化とボリス形成のコスモロジー」『明治大学人文科学研究所紀要』第81冊 1-53頁
- 2017a「書評 M. Gagarin & P. Perlman, *The Laws of Ancient Crete c. 650-400 BCE*. (Oxford Univ. Press 2016)」『駿台史学』160号 179-187頁

- 2018 アルカイク期クレタにおける文字の社会的機能 —私的銘文の数量分析的考証— 『駿台史学』 162号 1-36頁
- 師尾晶子 2009 「古代ギリシアの石碑 —関係性の記録と記憶の共有—」 『歴史学研究』 859号 144-152頁
- 2011 「古代ギリシアの碑文研究の新潮流 —碑文習慣をめぐって—」 『西洋史学』 242号 57-69頁